

# 青森県報

号外第九十号

令和四年  
十一月二十日  
(日曜日)令和四年十一月二十日  
青森県知事 三 村 申 吾

目 次

- 一 家畜の種類  
鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥  
二 指定家畜等の移動及び移出の禁止区域  
1 移動の禁止区域  
上北郡野辺地町字向田  
上北郡横浜町字泊川、字豊栄平、字雲雀平、字吹越  
上北郡六ヶ所村大字尾駒家ノ後、ニ又

## 2 移出の禁止区域

上北郡野辺地町字有戸、字小沢平、字蟹田、字下道、字中田

上北郡横浜町字荒内、字イタヤノ木、字牛ノ沢、字牛ノ沢川目、字上イタヤノ木、字上外ノ沢、字下外ノ沢、字百目木、字二又、字三保野、字明神平、字向平、字モダシ平、字屋敷形

上北郡東北町字姥沢、字ガス平

上北郡六ヶ所村大字尾駒、穴沢、弥栄平、沖付、表館、上弥栄、川向、久保、野附、前田、上尾駒、大字倉内篠崎、大字鷹架、後川目、内子内、久保ノ内、千樽、田ノ沢、発茶沢、前田、道ノ上、向田、大字出戸、大字平沼追館

## 告 示

- 家畜伝染病の発生 (畜産課) :
- 家畜伝染病のまん延の防止に係る家畜の種類等の指定 (同) :
- 家畜伝染病のまん延を防止する規制 (同) :

## 青森県告示第五百九十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

令和十四年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

病の種類	
種家畜類	家畜の種類
肉用鶏	患畜、疑似患畜
十一	頭数
横浜町	発生の場所又は区域
令和 四 年 十一 月 二十 日	年 月 日 生 申 吾

## 青森県告示第六百一号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、青森県家畜伝染病まん延防止規則(昭和五十年四月青森県規則第十九号)第六条第一項の規定により次のとおり規制を行うので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

規則(昭和五十年四月青森県規則第十九号)第三条第一項の規定により、家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により告示する。

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、青森県家畜伝染病まん延防止規則(昭和五十年四月青森県規則第十九号)第六条第一項の規定により次のとおり規制を行うので、同条第二項の規定により告示する。

一 規制の区域

上北郡野辺地町字向田  
上北郡横浜町字泊川、字豊栄平、字雲雀平、字吹越  
上北郡六ヶ所村大字尾駿家ノ後、二又

### 二 規制の期間

令和四年十一月二十日付け青森県告示第六百号により指定家畜等の移動の禁止区域として指定した日から当該指定の解除日まで

### 三 規制の内容

- 1 家畜（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥に限る。以下同じ。）の品評会等の家畜を集合させる催物を開催することの禁止
- 2 食鳥処理場又はG.Pセンターの事業を行うことの禁止
- 3 ふ卵をすることの禁止

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一県号

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七号

定価 每週月・水・金曜日発行  
小口一枚二付十五円